

令和5年度 沖縄県広域地震・津波避難訓練実施要領

1. 訓練の目的・趣旨

この訓練は、沖縄県地域防災計画に基づき、大規模地震・津波の発生を想定し、県民等の避難行動に特化した県下全域を対象とする実践的な訓練を通して、地震・津波に対する防災意識の啓発や津波避難計画等の検証を行うことにより、地震・津波災害にかかる防災体制の向上を図ることを目的とする。

2. 訓練のねらい

本訓練では県下全域を対象として、津波に関する一斉避難を訓練することにより、地震・津波への防災意識啓発を目的としているが、訓練実施により、以下の効果を期待して行うものである。

(1) 津波浸水予想区域、津波避難場所の理解

津波浸水予測図、津波ハザードマップ、津波避難困難地域図を活用することで、津波浸水範囲と津波避難場所を県民等に周知を図る。

(2) 避難目標時間の検証

沖縄県地域防災計画では、津波避難の目標として「地震発生から5分以内に安全な高台への避難」を目標と定めている。また、「沖縄県津波被害想定調査 平成25年3月」及び「沖縄県津波浸水想定 平成27年3月」では、それぞれ市町村別に津波到達時間を予想している。

この5分及び到達時間内に参加者が浸水範囲外へ避難することができるかを検証する。検証により津波避難ビル等の指定を促進する。

(3) 避難行動における問題点・課題の整理

避難行動では避難広報、避難行動要援護者、多数の誘導などの体制に関する問題、坂道・階段、迂回など避難経路上の問題等が存在する。それらの問題を把握し、今後の避難計画の課題として活用する。

3. 訓練実施日時

(1) 訓練の実施日時について

- ・訓練の実施日時は、以下のとおりとする。

令和5年11月2日(木) AM10:00～11:00 頃

- ・なお、上記の訓練実施時間に参加できない団体は、同日の任意の時間帯や実施日時以外に実施しても構わない。

(2) 訓練の中止等について

- ・台風等により荒天が予想される場合は、前日までに市町村で判断し、中止を各市町村の参加団体へ通知する。なお、広域に影響がある場合は、県が市町村の意見を踏まえて判断する。
- ・災害、緊急事態が発生した場合は、市町村で判断し、その時点で訓練を中止する。
- ・上記の中止等の場合は、市町村は県に、訓練中止等の状況を連絡する。

4. 訓練参加対象団体

(1) 訓練参加対象団体について

- ・訓練参加対象団体は、以下のとおりとする。

市町村、住民組織(自治会・自主防災組織等)、学校(幼稚園、小中学校、高等学校等)、保育園、福祉施設、宿泊施設、観光施設、事業所、商業施設、企業のほか津波避難対策を講じる必要のある公共施設等

(2) 参加団体の募集について

ア.市町村では、広報誌やホームページ等を活用して募集を実施する。

イ. 県においては、以下の2手法で参加団体の募集を実施する。

- ①県関係部局からの関係機関等への募集案内を行う。
- ②県ホームページにおいて、指定様式により訓練参加団体を募集し、団体の属する市町村へ還元する

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/bosai/tsunamihinan/r5tsunamihinankunnren.html>

(3) 参加団体の集約について

- ・市町村において、区域に係る全ての訓練参加団体の集約、訓練に係る調整を実施する。
- ・市町村は訓練参加団体の集約結果を、指定様式にまとめ県へ提出する。
- ・県における参加募集の集約結果は、市町村へ情報提供する。
- ・参加申し込みの締め切りは、10月13日頃とし、集約結果の県への報告は10月20日頃を目処とする。

5. 訓練の事前周知

訓練の事前周知は、以下のとおり行うものとする。

(1) 県関係の広報媒体を利用した周知

県では、以下の広報媒体等を用いた、訓練の周知を行う。

県政広報メディア:テレビ(県政インフォメーション)、ラジオ(県民室)、新聞、
県ホームページ

(2) 市町村における事前の訓練周知は、以下をお願いする。

県からの配布チラシを参加団体や公共施設等に掲示、市町村のホームページ、広報誌及び防災行政無線(前日、当日など)での周知を行う。

また、市町村からコミュニティFM放送に放送をお願いする。

(3) 各市町村において希望団体との連携訓練の実施の際には、新型コロナウイルスの感染を予防する為、過度な密集・密接・密閉を避けるなど感染拡大防止に留意して実施されるよう依頼する。

6. 地震・津波の想定

(1) 想定する地震・津波は、次のとおりとする。

- ・令和 5 年 11 月 2 日(木)AM 10:00 に沖縄県全域に強い揺れを観測
- ・AM10:03 沖縄県全域(「沖縄県本島地方」「大東島地方」「宮古島・八重山地方」)に「大津波警報」が発表される。
- ・想定震源域は特定せず、全県下、大きな揺れと最大規模の津波来襲を想定する。

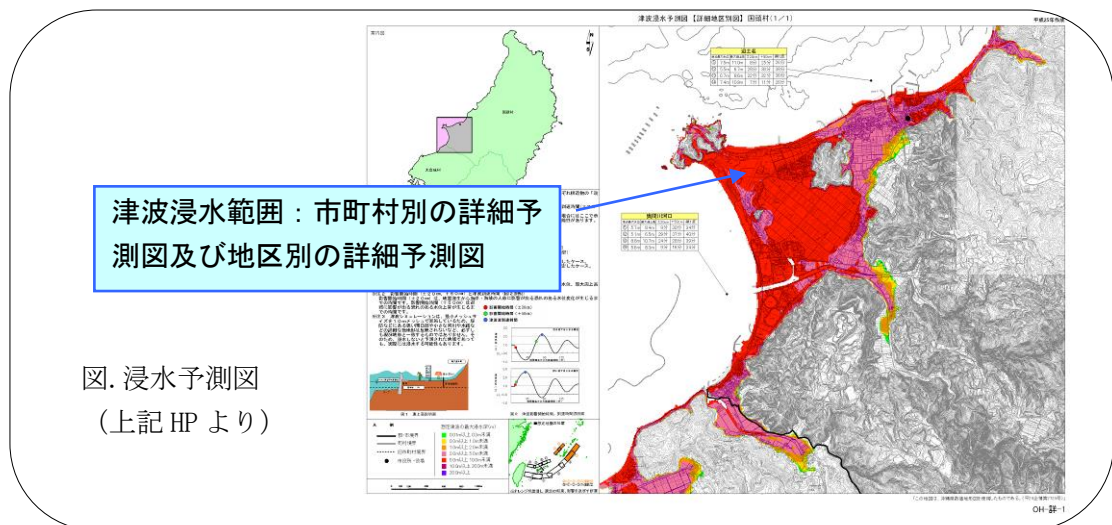
(2) 地震の揺れによる被害

- ・地震の揺れによる物的・人的被害、機能障害は想定しない。

(3) 浸水範囲

- ・「沖縄県津波被害想定調査 平成 25 年 3 月」と「沖縄県津波浸水想定 平成 27 年 3 月」を比較した最大の浸水域、または、各市町村のハザードマップ等による津波浸水範囲とする。
- ・この浸水範囲をもとに、津波避難場所(避難目標地点)を市町村・参加団体が設定する。
- ・浸水範囲は、沖縄県津波被害想定調査報告書のほか、沖縄県土木建築部海岸防災課ホームページの浸水予測図を参照とする。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/kaibo/kaigan/tsunami/index.html>



注) 公表済みの「沖縄県津波被害想定調査」(平成 25 年3月)では、複数の地震に伴う津波を想定し、市町村ごとに最も津波が高くなる4つの想定地震を選定し、シミュレーションを行っている。ここで、津波シミュレーションは、1つの想定として実施しているため、地震の規模や震源域の場所、海岸地域の地形等によって浸水範囲や到達時間が変わってくる。

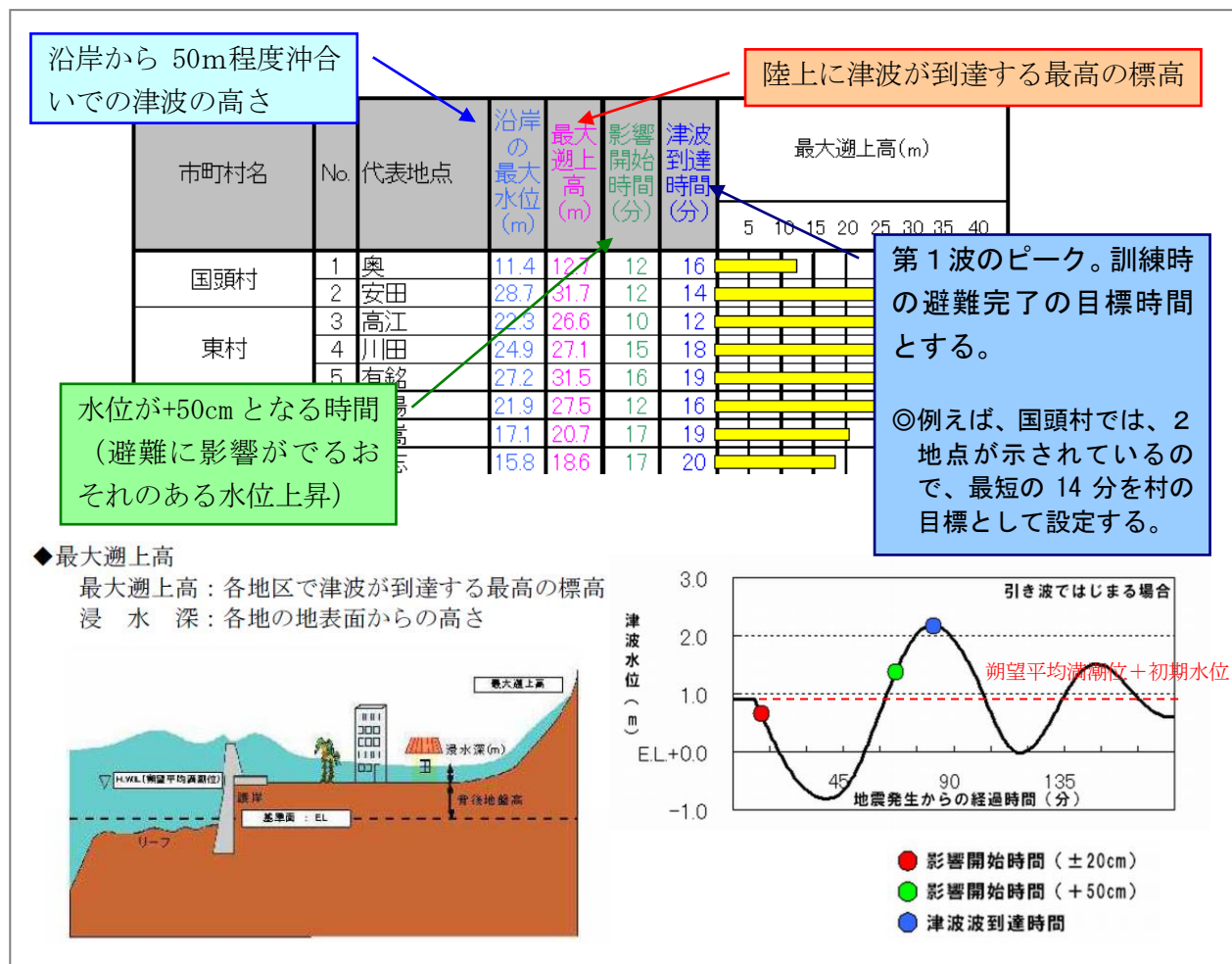
このため、局地的な地形等の要因で再現が異なる場合があり、あくまでも訓練時等の目安として活用するものである。(出典:沖縄県津波避難計画策定指針 平成 25 年 3 月)

(3) 津波到達時間

- ・第1の目標として、5分で安全な場所に避難することとする。
- ・第2の目標として、「沖縄県津波被害想定調査 平成 25 年 3 月」と「沖縄県津波浸水想定 平成 27 年 3 月」を比較し、早い方の到達時間とする。この調査報告書(※)及び上記の沖縄県土木建築部海岸防災課ホームページ(津波浸水予測の全体図)に示す市町村ごとの代表地点の

到達時間(第1波のピーク)を参考に、適宜、市町村が津波到達時間を設定する。

なお、津波影響開始時間は、第1波の到達時間であるが、必ずしも第1波が最大の津波とは限らない。



注) 上記の津波影響開始時間は、第1波の到達時間であるが、必ずしも第1波が最大の津波とは限らない。(出典: 沖縄県津波避難計画策定指針 平成 25 年 3 月)

本資料の添付資料として、上記の市町村ごとの代表地点の到達時間等の表を添付する。

7. 訓練内容

(1) 訓練項目

訓練内容は次のとおりとする。

① シェイクアウト訓練

- ・訓練開始合図(緊急速報メール等)により、自らの身を守る安全確保行動1～3を1分程度実施する。



② 避難広報

- ・市町村は、防災行政無線等を通じて、大津波警報及び避難勧告・避難指示等を参加団体に伝達する。
- ・参加団体は、参加団体の避難計画等に基づき、管内放送などを通じて、避難指示等を伝達する。

③ 避難行動

- ・目標とする津波避難場所(避難目標地点)まで避難訓練を行う。訓練手法は、参加団体、市町村の計画による。
- ・各参加団体で津波避難場所までの到着時間を記録し、何分かかったかを記録すること。また、避難行動上の問題点も記録すること。これらは、市町村を通じてアンケートを実施する。

④ 避難誘導

- ・観光施設、福祉施設、商業施設等において、入場者、利用者等を津波避難場所まで誘導する訓練を行う。訓練手法は、各施設の計画による。

⑤ 避難完了報告

- ・市町村は、津波避難場所までの避難完了を確認し、県に避難完了の時間を報告する。

⑥ 任意訓練

- ・避難訓練とは別に市町村等の独自の計画に基づく訓練を任意で行うこともできる。

例示:避難所開設訓練、応急手当訓練、二次避難訓練、災対本部機能移転訓練

⑦ 緊急速報メール等による情報伝達訓練

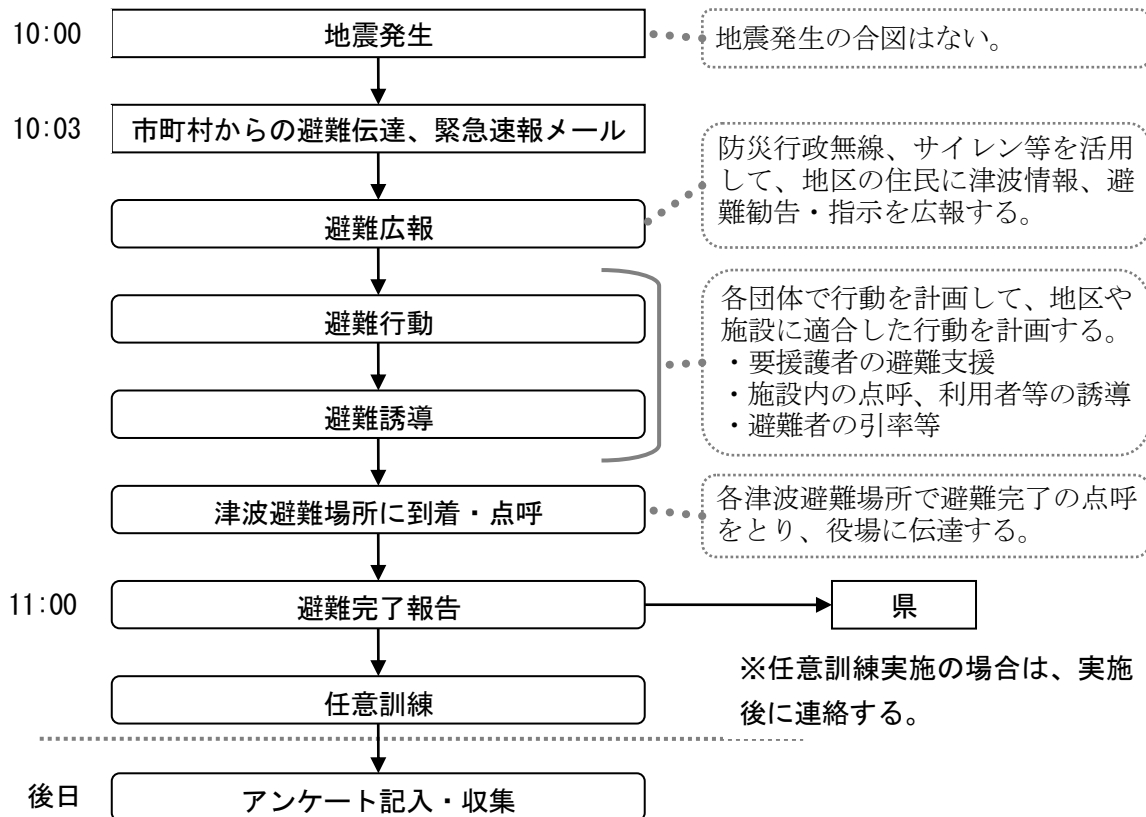
- ・県は、訓練実施のお知らせを、緊急速報メール等による携帯電話への一斉配信で行う。

(2) 留意事項

- ・前項(1)の①～④は、共通訓練として実施する。
- ・10時に訓練ができない場合は、各団体の都合のよい時間帯に訓練を実施する。
- ・津波浸水想定区域にない施設、住民組織等は、通常地震避難訓練として、最寄りの避難場所までの避難行動を訓練する。

◇避難訓練の流れ

8:30 頃 ※) 県から事前メール（訓練実施の最終通知）を市町村防災担当へ配信する。



8. アンケート調査

訓練参加団体を対象に、アンケート調査を実施する。

アンケート調査は、事前にアンケート用紙を配布し、訓練終了後に提出をお願いする。

市町村は、アンケートの配布と集約を行う。設問は、市町村の意見を反映し県が作成する。

9. その他

(1)安全上の配慮

- ・避難訓練時の安全配慮として、市町村は、警察や消防等との連携により、避難経路(交差点等)における係員配置などの安全対策を行う。
- ・参加者の体調悪化等に備え、市町村には、消防等の関係機関と連携により、救護対策をお願いする。
- ・新型コロナウイルスの感染を予防する為、過度な密集・密接・密閉を避けるなど感染拡大防止に留意して実施されるようお願いする。

(2)訓練の参加費用

- ・避難訓練に関する費用については、各参加団体の負担とする。